

○総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十二条第二項、第十三条第二項及び第三項第二号、第十三条の六第三項第一号ニ、第十四条第二項第三号及び第三項、第十五条第二項第二号及び第三項、第十六条第二項第二号及び第三項、第二十八条の五第二項第五号イ並びに第二十八条の二十八本文の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(製造所等の保安距離の特例に係る要件)

第二条の三 規則第十二条第二項及び第十三条の六第三項第一号二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(製造所及び一般取扱所の空地の特例に係る要件)

第二条の四 規則第十三条第二項及び第三項第二号(規則第十三条の六第三項第二号)においてこれらの規定の例による場合を含む。)の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(屋内貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二 第二条の四各号の規定は、規則第十四条第二項第三号及び第三項(規則第十六条の二の三第二項第一号及び第十六条の二の四第二項第二号)においてこれらの規定の例による場合を含む。)の告示で定める要件について準用する。この場合において、第二条の四各号中「製造所又は一般取扱所」とあるのは、「屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。

(屋外タンク貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二 規則第十五条第二項第二号及び第三項(第二十二條の二の三第三項第二号)においてこれらの規定の例による場合を含む。)の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(屋外貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二の三 規則第十六条第二項第二号及び第三項(第二十四条の十二第二項第二号)においてこれらの規定の例による場合を含む。)の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(破損試験の方法)

第七条 規則第二十八條の五第二項第五号イに規定する破損試験の方法は、次の各号に掲げる方法又はこれと同等以上の衝撃力を配管に加える方法とする。

〔一 略〕

二 配管は、次号に掲げる方法により生ずる衝撃力を加えた場合に位置が移動しないように固定しておくこと。

三 バケット容量が〇・六立方メートルの機械ロープ式バックホー型掘さく機のバケットを配管に最大の衝撃力が加わる位置から落下させること。

(耐圧試験の方法)

(製造所等の保安距離の特例に係る要件)

第二条の三 規則第十二条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(製造所及び一般取扱所の空地の特例に係る要件)

第二条の四 規則第十三条第二項及び第三項第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(屋内貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二 第二条の四各号の規定は、規則第十四条第二項第三号及び第三項の告示で定める要件について準用する。この場合において、第二条の四各号中「製造所又は一般取扱所」とあるのは、「屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。

(屋外タンク貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二 規則第十五条第二項第二号及び第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(屋外貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二の三 規則第十六条第二項第二号及び第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(破損試験の方法)

第七条 規則第二十八條の五第二項第五号ただし書に規定する破損試験の方法は、次の各号に掲げる方法又はこれと同等以上の衝撃力を配管に与える方法とする。

〔一 同上〕

二 配管は、次号の衝撃力を加えた場合に位置が移動しないように固定しておくこと。

三 バケット容量が〇・六立方メートルの機械ロープ式バックホー型掘さく機のバケットを配管に最大の衝撃力を与える位置から落下させること。

(耐圧試験の方法)

<p>第四十二条 規則第二十八条の二十八本文に規定する耐圧試験の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>【一〜四 略】</p>	<p>第四十二条 【同上】</p> <p>【一〜四 同上】</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、規則第二十八条の五第二項第五号ロに該当する配管について耐圧試験を行う場合における規則第二十八条の二十八本文に規定する耐圧試験の方法は、令第九条第一項第二十一号イの水圧試験の例によるものとする。</p>	<p>【新設】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。